

福岡青法協・久留米例会のご案内

2018年（平成30年）6月 日

福岡青法協会員の皆様へ

久留米例会幹事：くるめ市民の法律事務所
吉田 星 一

今年の久留米例会は、「よみがえれ！有明」訴訟を題材に、久留米第一法律事務所の馬奈木昭雄会員と高峰真会員にお話しさせていただきます。

鉄板で海を締め切る「ギロチン」と呼ばれるニュース映像が有名な諫早湾干拓事業が始まってから、宝の海といわれた有明海では魚介類の不漁やノリの不作が続き、有明海の恵みで生計を立てていた漁師たちは生きる術を奪われました。

「よみがえれ！有明」訴訟は、主に有明海の漁民らが国を相手に潮受け堤防の開門を求め、2010年には福岡高裁で開門の確定判決までも得るに至った訴訟ですが、現在まで開門は実現していません。加えて、干拓事業を巡って干拓地に入植した営農者らと国の間の訴訟が行われたり、それに対する漁民らの訴訟参加などが行われたりと、残念ながら解決には至っていません。

このような現状に、「よみがえれ！有明」訴訟については、一体どのように事態が推移しているのかを理解しきれていない会員も多いことと思います。

そこで、今回は、干拓事業を巡る一連の訴訟のこれまでの経過および現状を高峰真会員に、問題の本質および解決に向けた展望を馬奈木昭雄会員にお話しいただきます。また、馬奈木昭雄会員には、「よみがえれ！有明」訴訟に限らずこれまでの弁護士人生を振り返ってお話しいただく予定です。

皆さんと貴重な経験交流や意見交流ができれば幸甚です。是非ご参加下さい。

日時：7月27日（金）午後6時30分～（午後6時より常任会議）

場所：筑後弁護士会館（福岡地裁久留米支部南側）4F

講師：弁護士 馬奈木昭雄（久留米第一法律事務所）

弁護士 高峰真（久留米第一法律事務所）

講演内容：「よみがえれ！有明訴訟と弁護士生活」

終了後（午後8時ころから）、懇親会を企画しております。

場所：筑後弁護士会館近辺を予定（当日、ご連絡いたします。）

お問い合わせは、久留米第一法律事務所（Tel：0942-38-8050）まで。

恐れ入りますが、出欠を7月12日（木）までにFAXにてお知らせください。

久留米第一法律事務所 鍋島典子宛（FAX：0942-38-0850）

- 1 福岡青法協久留米例会にご出席 　　　　　　ご出席 　　　　　　ご欠席
- 2 例会後の懇親会にご出席 　　　　　　ご出席 　　　　　　ご欠席
- 3 修習生をつれていきます（　　　　　）名

お名前 _____